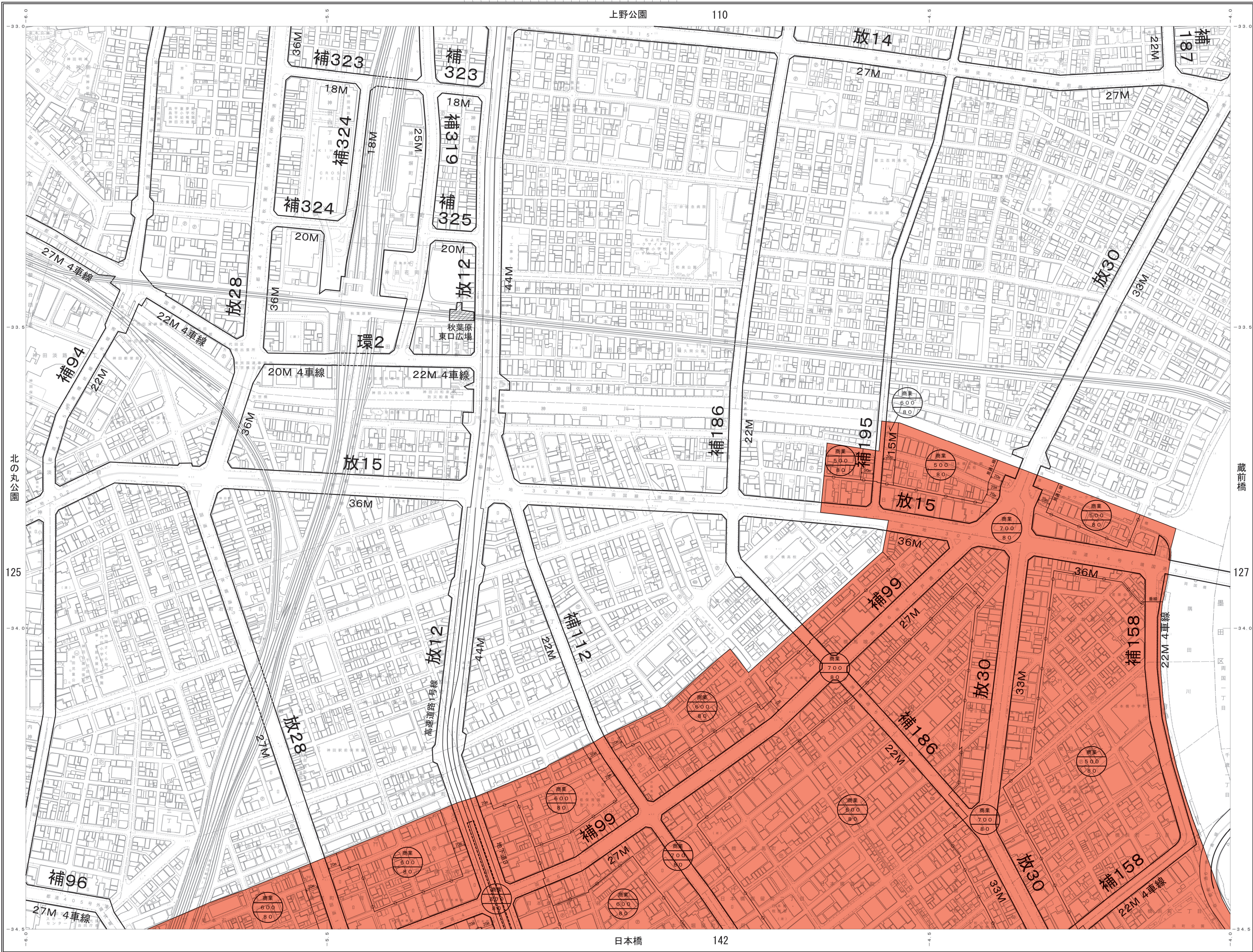


中央区 用途地域

1 : 2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 126

29-13 (1X-LD18-2) H28・3・14 (道路網図作成年月日)

秋葉原



平成 9 年測量
平成 16 年修正
平成 21 年修正
平成 26 年修正

1. 平成 24 年 11 月撮影空中写真
2. 平成 25 年 7 月撮影空中写真

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て関係官署の測量成果を援用して得たものである（測量番号）平成 24 図 1 第 269 号
この地図は、東京都市計画の承認を受けて、東京都市計画 2,500分の1の縮尺図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（測量番号）2 都市計画決定第 269 号、（測量番号）2 都市計画決定第 40 号、令和 2 年 6 月 9 日
（測量番号）2 都市計画決定第 110 号、令和 2 年 8 月 21 日
（測量番号）6 都市計画決定第 1699 号、令和 7 年 1 月 5 日

著作権所有者 東京都都市整備局
許可なく複製を禁ずる

1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面座標系座標系の第Ⅰ座標系
2 投影は、横メルカトル図法
3 平面座標系座標値は、世界測地系で、内国郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：X 軸、横軸：Y 軸、方眼の間隔：0.5 キロメートル）
4 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T.P.）
5 等高線の間隔は、2 メートル
6 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下図内国郭と図面の中央における距離方眼線との交点を中心として、上図内国郭に、矢印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30' 単位を目盛り、10' 単位で表示

7 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏角は、実測約 0°
8 真北に対する磁北の偏角（磁気偏角）は、「2010 年磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約 7° 00' である。
9 東京都公共施設等への無断立入は禁ずる。
10 千代田区と中央区の境界は一部未定
中央区と台東区の境界は一部未定

凡 例

第一種住居地域
第二種住居地域
商業地域
準工業地域